

## 学会賞表彰規程細則

第1条 本細則は、日本協同組合学会賞表彰規程の円滑な運営を図るために定める。

第2条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、表彰を行う年の前年の12月末日に至る3年間に刊行されたものとする。

また伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」については、本学会誌『協同組合研究』の表彰を行う年度の前年度に掲載された論文とする。

2. 選考の対象とする研究業績には、共同研究（共著論文）を含む。ただし、シリーズ論文の場合は、当該シリーズが完結した翌年時に、それに先行する年次に公表された論文を含めて審査の対象とすることができる。

3. 翻訳書及び研究資料は、優れた解題論文を含むものに限る。

第3条 規程第2条の本学会所属期間、「奨励賞」及び「学会誌賞」対象者の年齢は、対象論文の発効日を基準として数える。ただし、共同研究（共著論文）については、その代表者が選考の要件を満たしていることを要件とする。

第4条 普通会員が「学術賞」、「奨励賞」及び「実践賞」候補の研究業績を推薦する期間は、常任理事会が決定し告知する。（例年は「学術賞」「奨励賞」は表彰年の前年の10月から表彰年の2月末頃、「実践賞」は表彰年の2月から6月末頃）

2. 推薦者は、選考対象の研究業績の現物、著者または著者代表者の業績一覧及び履歴書各1部を添えて推薦状を提出しなければならない。

3. 「学術賞」、「奨励賞」及び「実践賞」候補の研究業績の推薦書の様式は別途定める。

第5条 選考委員会が、授賞候補の研究業績に関する選考結果について報告する期日は常任理事会が決定し告知する。（例年は「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」、「学会誌奨励賞」は表彰年の4月末頃、「実践賞」は表彰年の8月末頃）

2. 選考委員会は、必要に応じて会員の中から選考に関する助言を求めることができる。

第6条 授賞対象の研究業績の決定は、理事会出席者の理事3分の2以上の賛成を必要とする。

第7条 副賞は金一封とし、「学術賞」は1件5万円、「奨励賞」、「学会誌賞」及び「実践賞」は1件3万円とする。「学会誌奨励賞」は1件2万円とする。

第8条 学会賞に関する事務は、総務担当理事が担当する。

第9条 本細則の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

- 付則
1. 本細則は、2010年10月22日に改正し、施行する。
  2. 本細則は、2013年10月6日に改正し、施行する。
  3. 本細則は、2016年10月7日に改正し、施行する。
  4. 本細則は、2019年5月24日に改正し、5月25日に施行する。